

一般法規 6

授業内容・授業計画

| | |
|------------|----------------------|
| 1 ～ 2 時間目 | 社会のルール、法体系、民法(全体・能力) |
| 3 ～ 4 時間目 | 民法(法人・意思表示) |
| 5 ～ 6 時間目 | 民法(代理・時効) |
| 7 ～ 8 時間目 | 民法(物権・担保物権) |
| 9 ～ 10 時間目 | 民法(債権) |

民法 総則

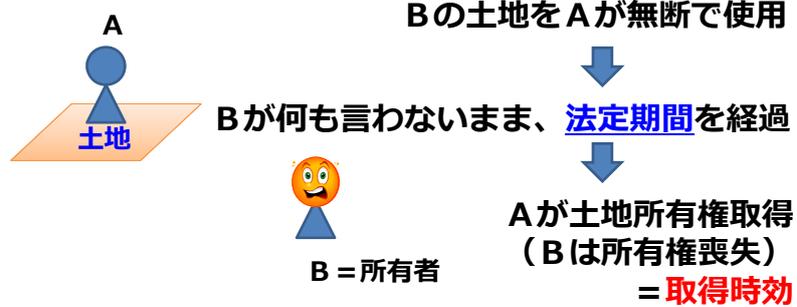
時効

時効とは

- **時効**の定義
「ある事実状態、例えば他人の土地を無断で使用している状態が長期間継続している場合、たとえその状態が真実の権利関係と異なっていたとしても、その状態を権利関係として承認する」制度のこと
- 2つある時効のかたち
 - 取得時効**
 - 消滅時効**

取得時効

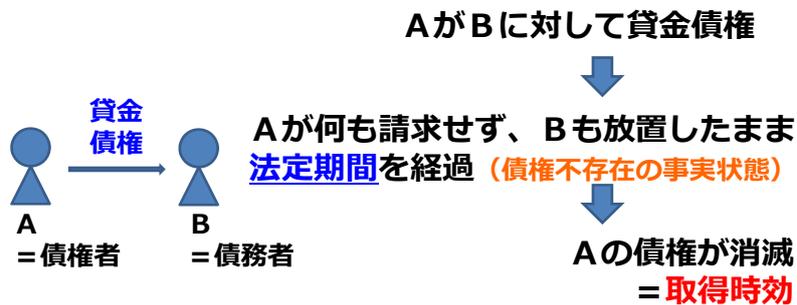
新たな権利を取得するもの（取得時効）



法定期間 = 10年ないし20年

消滅時効

新たな権利を取得するもの（取得時効）



まるでBがお金を借りていないかのような状態が
原則として10年続く ⇒ 債権債務が消滅

時効制度の趣旨

- 事実状態の尊重

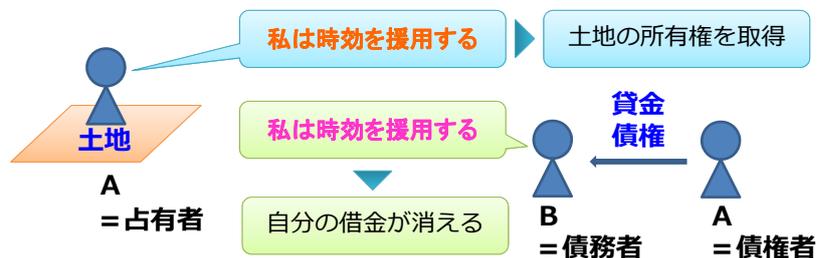
永続した長く続いた事実状態を尊重し、そのままの状態を法的に承認した方が法秩序が安定する

- 権利安住の非保護

権利の上に眠れる者は保護に値しない

時効の援用

- 時効の効果を主張する旨の意思表示



問題

なぜ、時効による権利変動のために、援用が要求されるのか？

時効の成立要件

不確定効果説… 2つそろって初めて権利変動が確定する

法定期間経過

- 10年あるいは20年の時の経過が必要

時効の援用

- 時効の効果を主張する旨の意思表示が必要

時効の援用権者

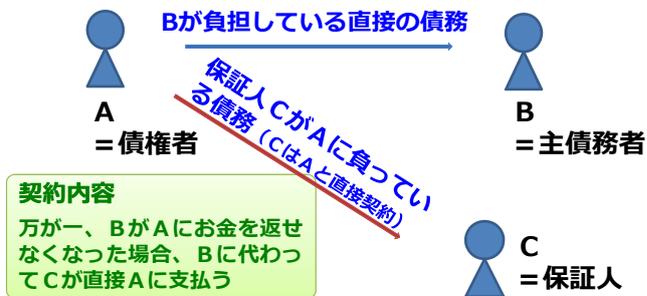
「援用します」と言える人はだれか？

時効により、
「**直接に**利益を受ける者」

どこまでが直接で、どこから
が間接なのか区別できるか？

時効の援用権者 ①保証人

BがAからお金を借りていて、CはBの借金を保証している

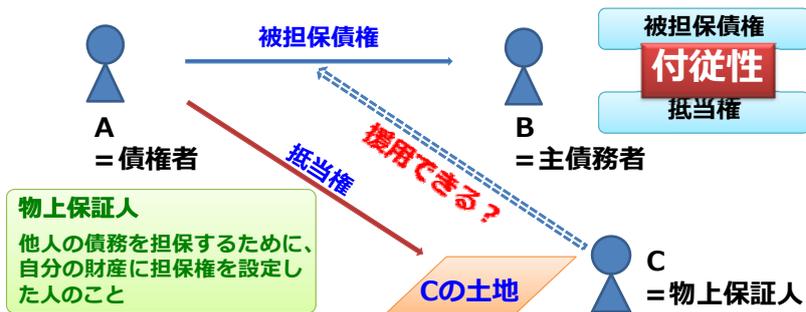


問題

Aからの請求がないまま10年が経過したとき、Cは主たる債務について時効を援用できるか？

時効の援用権者 ②物上保証人

AがBにお金を借すにあたり、Bの友人Cの土地に抵当権を設定した



問題

Aからの請求がないまま10年が経過したとき、Cは消滅時効の援用ができるか？

抵当権設定

| | | | | |
|---------------------------|------------|---------------------|---|-------------------------------------|
| 表題部 (土地の表示) | 調取 | 平成4年11月12日 | 不動産番号 | 0000 |
| 地図番号 | H* - H* - | 境界特定 | (全頁) | |
| 所在 | 厚田郡 石狩市 | | (全頁) 平成17年 〇月〇日 平成17年 〇月〇日登記 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地種 | ④用途 | ⑤備考 |
| 番 | 種 | 価 | | |
| (全頁) | (全頁) | 2.73.7. | 〇 〇 〇 番 〇 〇 番 | に分譲 (昭和38年〇月〇日) |
| (全頁) | (全頁) | 2.2.7.6. | 〇 〇 〇 番 〇 〇 番 | に分譲 (昭和49年〇月〇日) |
| (全頁) | 原野 | 2.75.7. | 〇年〇月〇日 平成17年〇月〇日 平成17年〇月〇日 | 平成17年〇月〇日 平成17年〇月〇日 平成17年〇月〇日 |
| (全頁) | (全頁) | (全頁) | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により平成 平成4年11月12日 | |
| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 | |
| 1 | 所有権移転 | 昭和18年〇月〇日 第〇〇号 | 原田 昭和18年〇月〇日 所有権 〇〇市〇〇区〇〇番地 〇〇〇 順位1番の登記を移記 | |
| (全頁) | (全頁) | (全頁) | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により平成 平成4年11月12日 | |
| 2 | 所有権移転 | 平成18年〇月〇日 第〇〇号 | 原田 平成14年〇月〇日 所有権 〇〇市〇〇区〇〇番地 〇〇〇 | |
| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 | |
| | 抵当権設定 | 平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号 | 原田 平成〇〇年〇月〇日 金銭消費貸借同日設定 債権額 金〇〇〇万円 利率 年〇% 担保金 年〇% 権利者 〇〇市〇〇区〇〇番地 〇〇〇 被担保債権 株式会社 〇〇〇〇 | |

抵当権とは

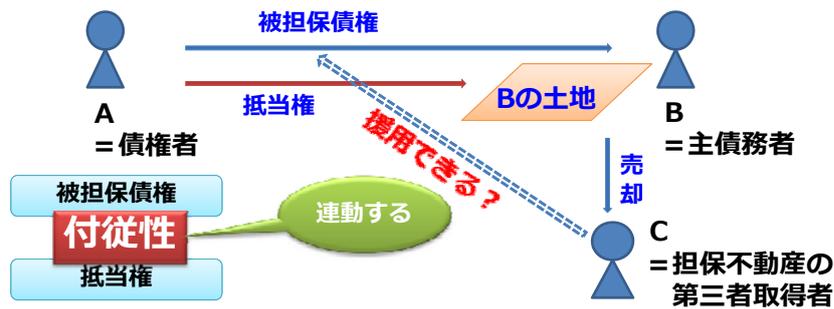
- ① Bがお金をAに返さない
- ② AはCの土地に抵当権実行
- ③ 実行により競売にかける
- ④ 売却代金が得られる
- ⑤ Aが貸していた金を回収

Aのほかに誰か債権者がいたとしても、自分だけが最優先で売却代金からお金を回収する権利

時効の援用権者

③ 担保目的物の第三者取得

BがAにお金を借りる際、Bの土地に抵当権を設定し、Cに売却した

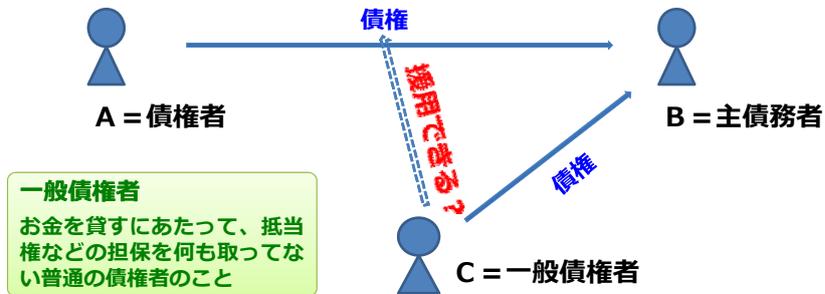


問題

Aからの請求がないまま10年が経過したとき、Cは消滅時効の援用ができるか？

時効の援用権者 ④ 一般債権者

AがBにお金を貸していて、CもBにお金を貸している



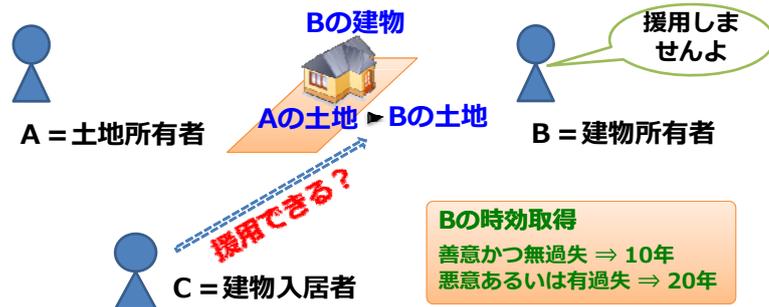
一般債権者
お金を貸すにあたって、抵当権などの担保を何も取ってない普通の債権者のこと

問題

Aからの請求がないまま10年が経過したとき、Cは消滅時効の援用ができるか？

時効の援用権者 ⑤ 間接利得者

Aが所有する土地にBが無断で建物をつくり、それをCに賃貸した



Bの時効取得
善意かつ無過失 ⇒ 10年
悪意あるいは有過失 ⇒ 20年

問題

ヒント：次のスライドを参照せよ

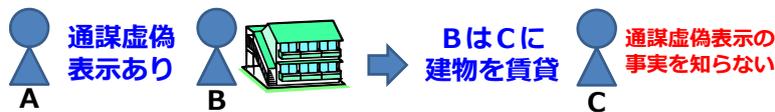
Aからの請求がないまま10年が経過したとき、CはBの取得時効の援用ができるか？

第三者とは何か

94条2項における「第三者」の定義

その表示の目的物につき、新たな法律上の利害関係を取得した者

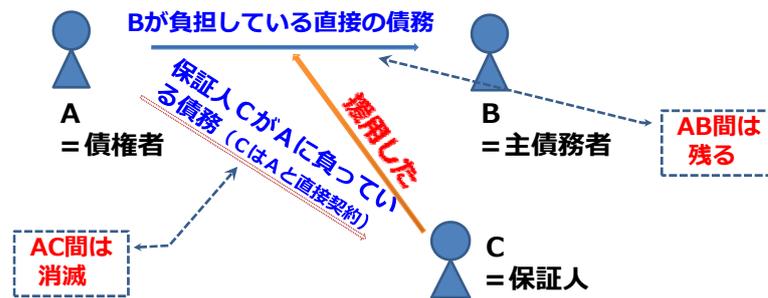
Aは土地をBに売却したように装い、Bがその土地に建物を建てた



この場合、Cは第三者にあたるか？

援用の相対効

時効の効果は、これを援用した者についてのみ生じる (その人ごとに考える)

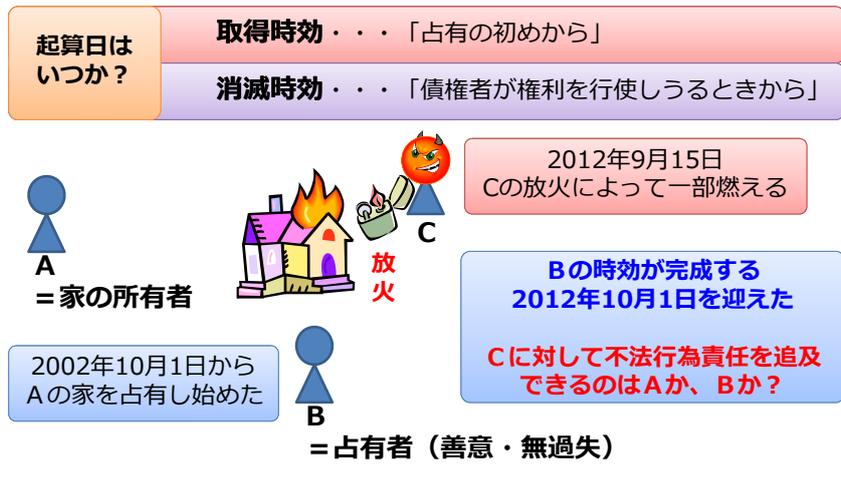


問題

Cは、AB間の主債務に消滅時効の援用をしてAC間の債務を消滅させることができたが、なぜAB間は残るのか？

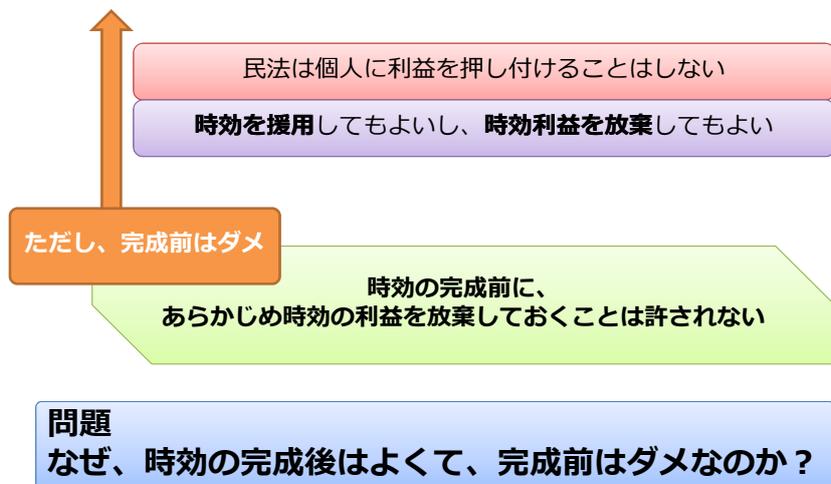
時効の遡及効

～ 時効の効果は、「起算日」までさかのぼる ～
「起算日」とは時効期間の始まりとなった、事実状態の開始の日



時効利益の放棄

時効の完成後に、時効による利益を享受しない旨の意思表示をすること



時効完成後の債務承認

時効が完成した後に、債務者が認めた場合(債務承認)は時効利益の放棄か

①債務者が時効完成を知っていた場合

時効利益の放棄

②債務者が時効完成を知らなかった場合

すみません、来月必ずお返しいたします

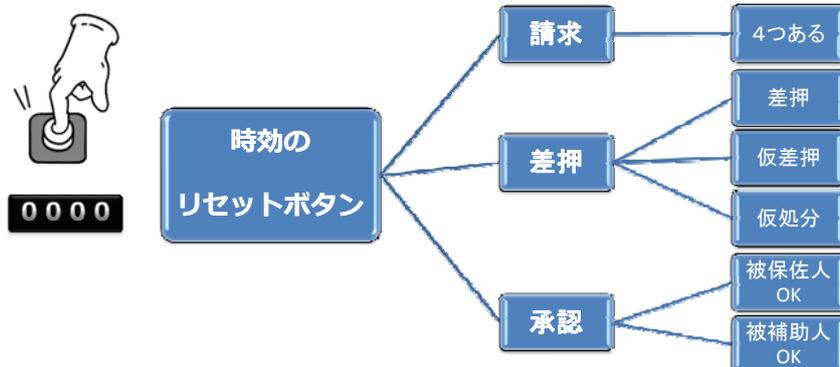


問題

上記例②が「放棄」ではないとすれば、この後、Bが時効の援用をしたら、これをどう解釈すればよいか？

時効の中断（意義）

時効期間の経過中、それまでの期間の経過を覆し、まったく無意味にする



問題

なぜ、請求や差押をすると、時効が中断するのか？

請求（民事訴訟の提起）

4種類 の請求

- ①裁判上の請求
- ②支払督促
- ③和解のための呼び出し
- ④破産手続きへの参加

裁判上の請求をすると時効が中断する

例外

「訴えの取下げ」
「却下」
「請求棄却(敗訴)」
の場合は中断しない

問題

「却下」と「棄却」の違いは何か？

裁判外の請求

問題

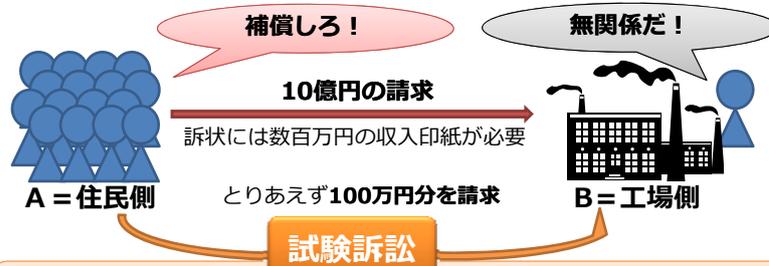
裁判以外の請求でも、時効は中断するのか？

- ①「電話」による請求
- ②内容証明郵便などの書面による請求



時効の完成を6ヶ月間引き延ばせる

一部請求と中断の範囲



裁判所が工場の煙と被害との因果関係を認定してくれるか、あるいは工場Bの過失を認定してくれるかどうか打診する

問題

時効が中断するのは、損害10億円全体か、100万円分のみか？

時効中断の効果と時効の停止

問題

中断の効果とは「それまでの時効期間が覆されてゼロになる」ことだが、中断以後も中断以前と同じ事実状態が続いた場合はどう判断するか？

時効の停止とは「時効の完成間際に、時効の中断を困難にする一定の事情が生じた場合、その期間だけ時効の完成を延期する」こと。



大地震が発生して裁判所へ行けなかった…